

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人親誠会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月8日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 利益相反取引につき理事会での審議が確認できなかったため、理事会でその適否につき承認を受けること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和7年6月13日開催の評議員会において、役員（理事及び監事）の選任に関する議案を、候補者ごとに決議すべきところ、議事録の記載では候補者ごとに決議したことが確認できなかった。</p> <p>ついては、評議員会において役員を選任する議案を決議するには、候補者ごとに決議するとともに、議事録にもそのことが分かるように記載すること。</p> <p style="text-align: right;">（定款第13条第3項）</p>	<p>候補者ごとに決議していたものの、議事録の記載に不備があった。</p> <p>今後は候補者ごとに決議し、議事録にその旨を正確に記載する。</p>
2	<p>理事長の関連会社との利益相反取引について理事会で審議したことが確認できなかった。</p> <p>ついては、関連会社との新規契約、契約更新（随意契約）を行う必要性を明らかにし、利益相反取引になる契約につき重要な事実を開示し、契約の必要性及び妥当性、契約額の適正性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても十分検討した上で、当該利益相反取引の適否について理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、理事会承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないため留意すること。</p> <p>また、当該取引以外で既に利益相反取引に関する議決を経て、契約を締結して業務を継続しているものについて、重要な事実の理事会への報告は、毎年度末の理事会で定期的に行うこと。</p> <p>（法第27条、第155条）（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条）（法第45条の14第5項、第6項、第92条第2項）（規則第2条の17第3項第4号）</p>	<p>令和8年5月開催予定の理事会において、当該契約について、契約の必要性、妥当性、適正性を明らかにし、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても十分に検討した上で、承認を得ることとする。</p>

3	<p>理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行についての報告（以下「職務執行状況報告」という。）を理事会に報告したことが議事録で確認できなかった。</p> <p>については、理事長及び業務執行理事は、理事会において職務執行状況報告を行うこと。</p> <p>なお、職務執行状況報告は、理事会への報告の省略によることはできないので、実際に理事会を開催して報告すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用する一般法人法第98条）（法第45条の16第3項） （定款第17条第3項）</p>	<p>理事長及び業務執行理事による職務執行状況報告は行っていたものの、議事録への記載に不備があった。</p> <p>今後は議事録に正確に記載する。</p>
4	<p>「けあホームひまわり拠点区分」の貸借対照表に設備資金借入金が計上されているが、その借入により取得した固定資産が貸借対照表上に計上されていなかった。借入金の借入及び償還にかかる会計処理は、借入目的に応じて、取得した拠点で処理することとなっている。</p> <p>については、当該拠点で固定資産を取得していないのであれば、貸借対照表には取得した拠点に借入金を計上すること。</p> <p style="text-align: right;">（留意事項8）</p>	<p>令和8年3月決算時更正する。</p>